



第 1 1 次所沢市交通安全計画

—人を中心に、安心して歩いて過ごせるまちを目指します—

(令和 3 年度～令和 7 年度)



所沢市交通安全対策会議

はじめに

国内における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月交通安全対策基本法が制定されました。

これに基づき、所沢市においても昭和 46 年以降、5 年ごとに 10 次にわたり「所沢市交通安全計画」を策定し、現在まで関係機関や民間団体と一体となって交通安全を図るため、環境整備や啓発運動を強力に推進し、人身事故の増加に歯止めをかけるなど、着実なる成果を収めてきたところです。

近年の加速的に変化する現代社会という状況の中、本市における交通事故死傷者の数はここ数年減少傾向にあり、令和 2 年は 1 千人を割り、平成 23 年と比べて約 60% 減となっています。

しかしながら、市内の交通事故により死者数は、平成 28 年は 2 人であった一方、平成 30 年には 8 人となるなど、目標値を大きく上回る年もあります。その交通事故を分析すると、「高齢者」「自転車・歩行者」及び「交差点」に関する交通事故が多いことが本市の特徴となっています。

このような状況から、交通事故の防止は国、県、市、交通関係団体だけでなく、すべての市民が全力をあげて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人を中心にしたマチづくり・人命尊重の理念のもと、引き続き、将来の安全な交通社会の形成に向けて、交通安全対策全般にわたり総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかねばなりません。

ここに策定する第 11 次所沢市交通安全計画は、国、県、市、交通関係団体等の強力な連携のもと、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱として定めるものです。

交通安全都市宣言

最近における交通量の急激な増加に伴い交通環境は著しく悪化している。

本市においても交通事故が続発し、交通犠牲者も急速に増加している状況は誠に憂慮すべき事態となっている。

このような現状を考えると、交通の安全をはかり、市民生活の不安をなくすため、道路網の充実、安全施設の改善等都市基盤の整備に努めるとともに交通道德の高揚をはかることが急務であると痛感する。

何よりも人命を尊重し、市民一丸となって交通法規を守り事故を未然に防ぐことが大切である。ここに全市民とともに市民生活の安全と明るい秩序ある都市づくりを目指し、所沢市を交通安全都市とすることを宣言する。

(昭和 60 年 3 月制定)



目次

はじめに.....	1
交通安全都市宣言.....	3
目次.....	4
第1部 総論	9
第1章 交通安全計画の策定	10
1 計画策定の趣旨.....	10
2 計画の期間.....	11
3 計画の方針.....	11
第2章 交通事故等の状況	12
1 道路交通事故.....	12
(1) 道路交通事故の状況.....	12
(2) 所沢市における道路交通事故の特徴.....	13
2 鉄道・踏切事故.....	15
3 第10次所沢市交通安全計画期間の検証.....	16
4 今後の課題.....	17
第3章 第11次所沢市交通安全計画の目標	18
第4章 交通安全対策の推進	19
1 重点対策.....	19
(1) 高齢者・子どもの交通安全の確保.....	19
(2) 自転車・歩行者の交通安全の確保.....	19
(3) 交通事故が起こりにくい環境づくり.....	19
2 各分野の目標.....	20
(1) 人を中心にした環境にやさしい道路交通環境の整備.....	20
(2) 交通安全思想の普及徹底.....	20
(3) 安全運転の確保.....	20
(4) 道路交通秩序の維持.....	21
(5) 救助・救急活動の充実.....	21
(6) 交通事故被害者支援の推進.....	21
(7) 鉄道・踏切道の安全確保.....	21
第5章 計画の推進体制	22
1 行政機関.....	23
2 事業者、交通関係団体、ボランティア等.....	23
3 市民.....	23

第2部 各論	25
第1章 人を中心とした環境にやさしい道路交通環境の整備	27
1 生活道路等における人中心の安心・安全な歩行空間の整備.....	29
111 生活道路における交通安全対策の推進.....	29
112 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備.....	29
113 通学路等における安全対策.....	29
2 道路ネットワークの整備.....	30
121 道路ネットワークの整備の推進.....	30
3 幹線道路における交通安全対策の推進.....	31
131 幹線道路における交通規制.....	31
132 重大事故の再発防止.....	31
133 道路の改築等による交通事故対策の推進.....	31
4 自転車利用環境の総合的整備.....	32
141 自転車利用環境の総合的整備.....	32
5 交通安全施設等の整備.....	33
151 交通安全施設等の整備の推進.....	33
6 歩行空間のバリアフリー化.....	33
161 歩行空間のバリアフリー化の推進.....	33
7 無電柱化の推進.....	34
171 無電柱化の推進.....	34
8 効果的な交通規制の推進.....	35
181 地域の交通実態等を踏まえた交通規制.....	35
182 安全で機能的な都市交通のための交通規制.....	35
183 幹線道路における交通規制.....	35
184 効果的な交通規制の推進.....	35
9 交通需要マネジメントの推進.....	36
191 自動車の効果的利用の促進.....	36
192 公共交通の充実と利用促進.....	36
10 災害に備えた道路交通環境の整備.....	37
1101 災害に備えた道路の整備.....	37
1102 災害に強い交通安全施設等の整備.....	37
1103 災害発生時における交通規制.....	37
11 総合的な駐車対策の推進.....	38
1111 総合的な駐車対策の推進.....	38
12 その他の道路交通環境の整備.....	39

目次

1121	道路占用及び使用の適正化.....	39
1122	子どもの遊び場等の確保.....	39
1123	交通公害等の防止.....	39
第2章	交通安全思想の普及徹底.....	41
1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進.....	42
211	幼児に対する交通安全教育.....	43
212	小学生に対する交通安全教育.....	43
213	中学生に対する交通安全教育.....	43
214	高校生に対する交通安全教育.....	44
215	成人に対する交通安全教育.....	44
216	高齢者に対する交通安全教育.....	44
217	高齢運転者に対する交通安全教育.....	45
218	障害者に対する交通安全教育.....	45
219	外国人に対する交通安全教育.....	45
2	効果的な交通安全教育の推進.....	45
3	自転車の安全利用の推進.....	46
4	歩行者優先と正しい横断の徹底.....	47
5	市民総ぐるみの交通安全運動の推進.....	47
6	その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進.....	48
261	シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底.....	48
262	飲酒運転の根絶.....	49
263	夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進.....	49
264	交通安全に関する広報の徹底.....	49
265	過積載防止対策の推進.....	50
7	交通関係団体等の主体的活動の促進.....	50
8	地域における交通安全活動への参加・協働の推進.....	50
第3章	安全運転の確保.....	51
1	安全運転の確保.....	52
311	運転者教育等の充実.....	52
312	高齢運転者対策の充実.....	54
第4章	道路交通秩序の維持.....	55
1	交通指導取締りの強化等.....	56
411	道路における効果的な指導取締りの強化.....	56
2	暴走族対策の強化.....	57
421	暴走族追放気運の高揚及び青少年の指導の充実.....	57
422	暴走行為をさせないための環境づくり.....	57

423 車両の不正改造の防止.....	58
第5章 救助・救急活動の充実.....	59
1 救助・救急体制の整備.....	60
511 救助・救急体制の充実.....	60
512 応急手当の普及啓発活動の推進.....	60
513 救急救命士の養成等の推進.....	61
514 救助・救急隊員の教育訓練の充実.....	61
2 救急医療体制の整備.....	62
521 救急医療体制の充実.....	62
522 メディカルコントロール体制の充実.....	63
523 ドクターカー・ドクターヘリコプターによる救急活動の推進.....	63
第6章 交通事故被害者支援の推進.....	65
1 自動車損害賠償保障制度の充実等.....	66
2 自転車損害賠償保険の普及促進.....	66
3 自動車事故被害者等に対する援助の充実.....	67
631 交通事故相談の充実.....	67
632 損害賠償請求の援助活動等の強化.....	68
633 交通事故被害者の援助.....	68
第7章 鉄道と踏切道の安全確保.....	69
1 鉄道交通環境の整備.....	70
711 鉄道施設の整備.....	70
2 鉄道の安全な運行の確保.....	71
721 鉄道事業における安全運行の確保.....	71
3 救助・救急活動の充実.....	71
731 救助・救急活動の充実.....	71
4 踏切道の立体交差化、構造改良の促進.....	72
5 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施.....	72
6 踏切道の交通の安全を図るための措置.....	72
出典・提供.....	73

第1部 総論

第1章 交通安全計画の策定

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の方針

第2章 交通事故等の状況

- 1 道路交通事故
- 2 鉄道・踏切事故
- 3 第10次所沢市交通安全計画期間の検証
- 4 今後の課題

第3章 第11次所沢市交通安全計画の目標

第4章 交通安全対策の推進

- 1 重点対策
- 2 各分野の目標

第5章 計画の推進体制

- 1 行政機関
- 2 事業者、交通関係団体、ボランティア等
- 3 市民

第1章 交通安全計画の策定

1 計画策定の趣旨

所沢市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年以降、5年ごとに10次にわたり「所沢市交通安全計画」を策定し、所沢市、所沢警察署及び関係団体等が一体となって、各種対策を強力に推進してきました。

市内の交通事故死者数は、昭和45年中は20人であったところ、近年は10人を下回るまでに減少し、設定した目標に対して高い年もありましたが、令和2年には目標以下となっております。さらに、交通事故による死者を減らすため、今後もより一層の交通事故抑止を図っていく必要があります。

また、本市では、市の表玄関である所沢駅周辺の開発のほか、COOL JAPAN FOREST 構想の拠点となるところざわサクラタウンや所沢市観光情報・物産館「YOT-TOKO（よっとこ）」の開業等により、その周辺での道路状況、交通量等が大きく変化していくため、それらに対応した交通事故防止対策も求められます。

そのため、人命尊重の理念に立ち、社会情勢等の変化を踏まえつつ、本市における交通事故の特徴に対応した総合的な交通事故防止対策を引き続き講じていく必要があります。

本計画は、「人中心」の交通安全思想を基本とし、科学的な交通事故の調査・分析や交通安全対策に関する評価・予測等を行い、その成果を踏まえ、適切かつ効果的な施策について、市民の理解と協力のもと、行政関係機関・団体が緊密な連携を図り、強力に推進していくため策定するものです。



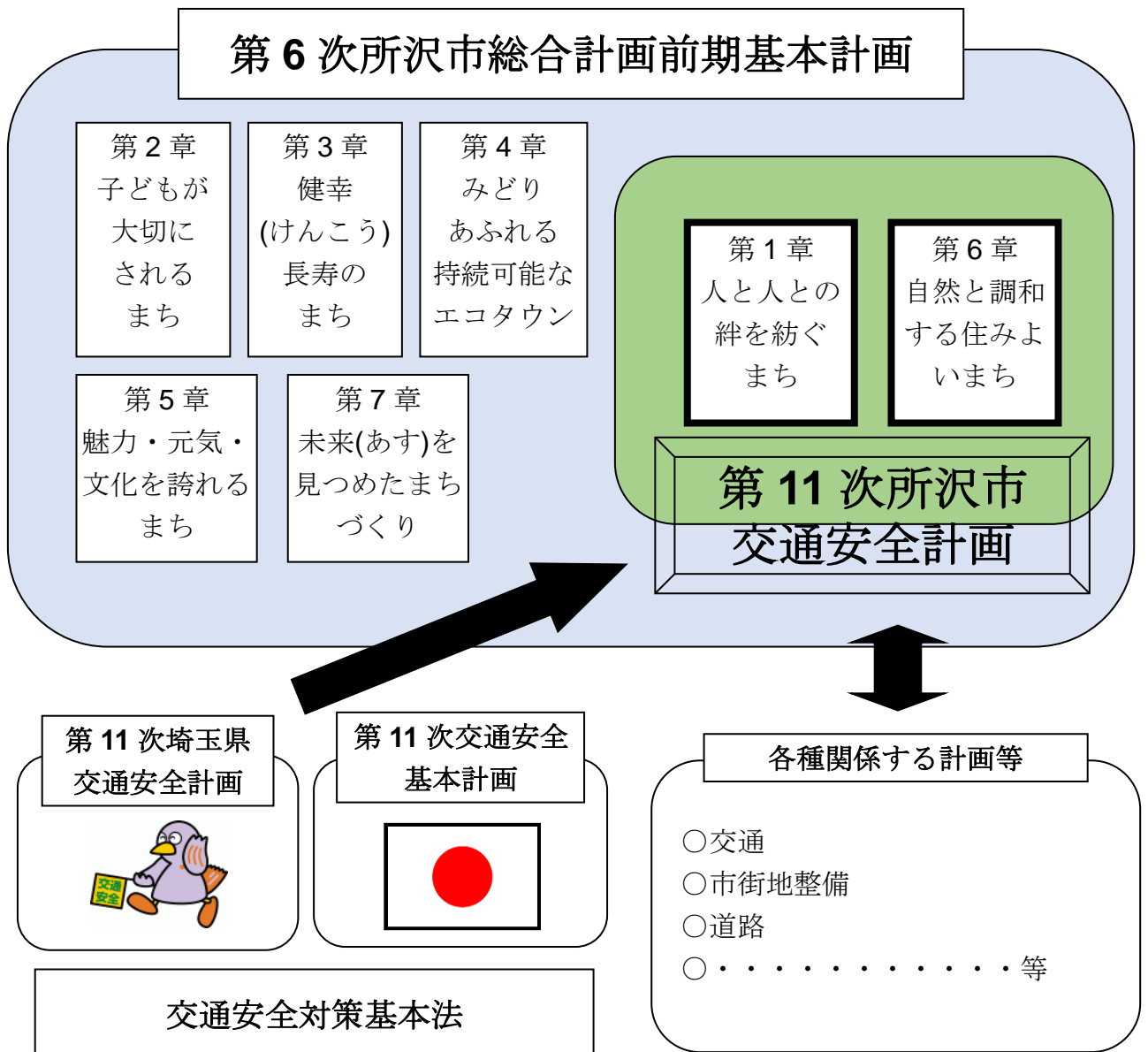
所沢市観光情報・物産館「YOT-TOKO（よっとこ）」

2 計画の期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年計画とします。

3 計画の方針

本計画は、所沢市交通安全対策会議が所沢市の交通状況や環境の変化、及び埼玉県の第 11 次交通安全計画を踏まえて策定したもので、できる限り市民の行動指針となるよう配慮しました。



第 11 次所沢市交通安全計画の位置づけ

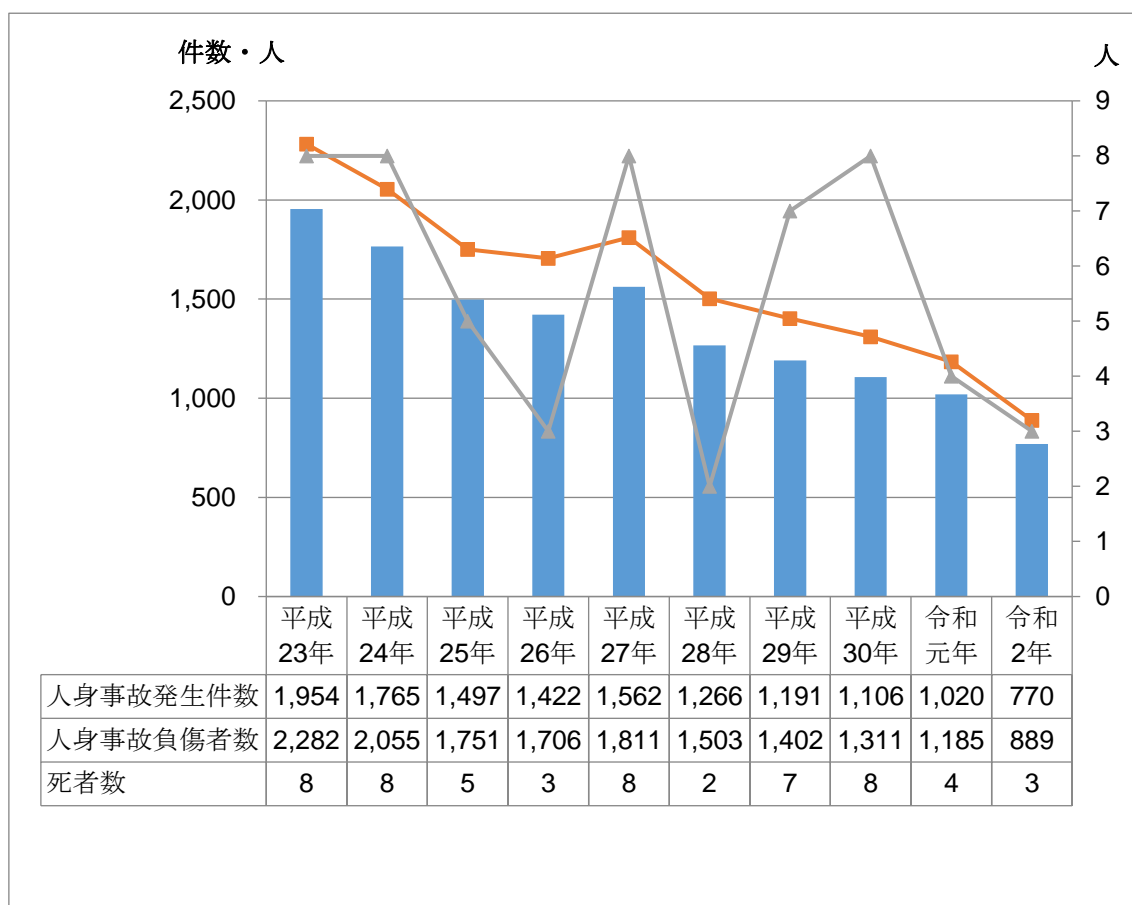
第2章 交通事故等の状況

1 道路交通事故

(1) 道路交通事故の状況

令和2年中の全国の交通事故死者数は、4年連続で戦後最少を更新して、初めて3,000人を下回りました。埼玉県内の交通事故死者数は、平成22年に200人を下回って以降、横ばいで推移していましたが、平成28年には151人、令和元年には129人と減少し、令和2年中の死者数は121人で昭和29年以降最少を記録しました。

所沢市の交通事故死者数は、平成20年に7人になって以降、10人以下を継続しており、平成28年には昭和39年に統計を取り始めて以来、最少の2人となり、令和2年は3人でした。

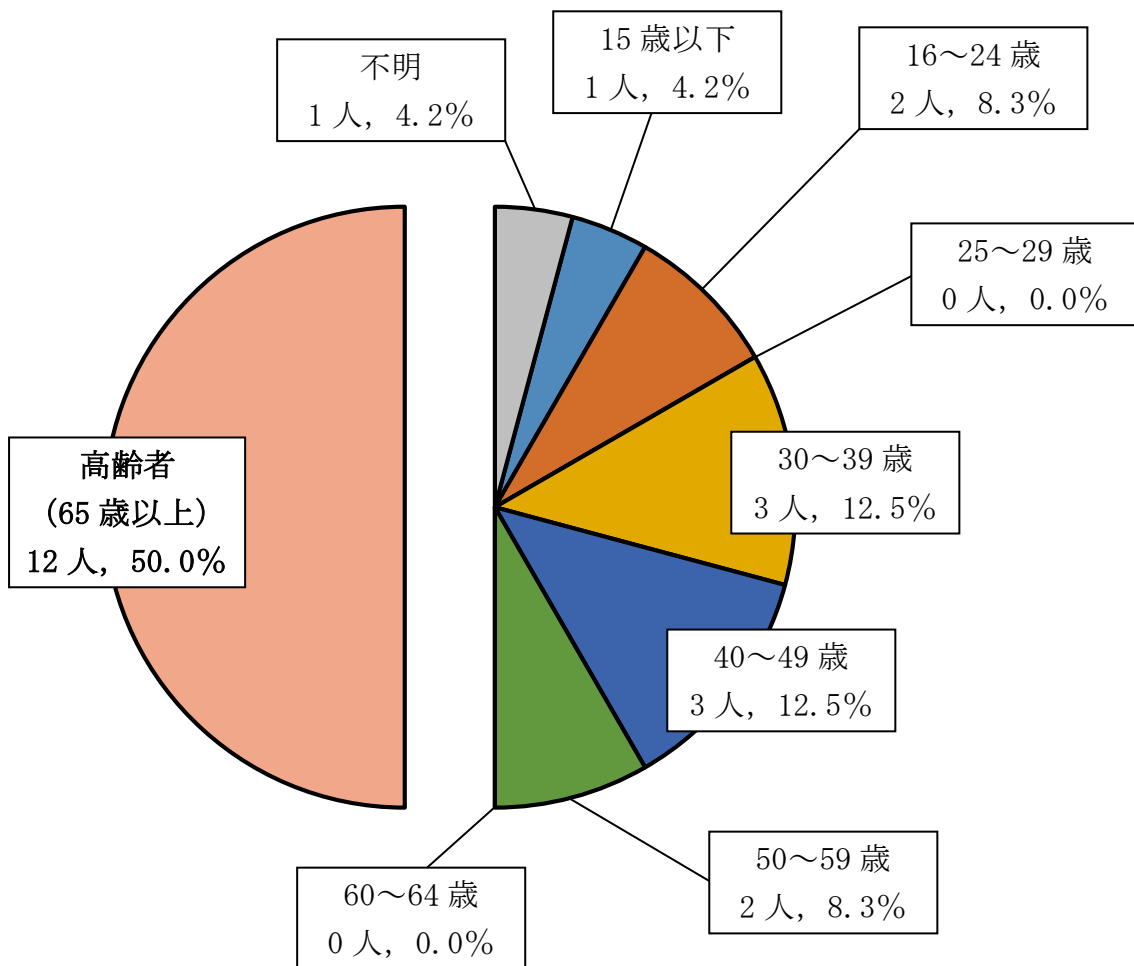


交通事故発生件数等の推移

(2) 所沢市における道路交通事故の特徴

ア 交通事故死者の半数は高齢者

我が国では65歳以上が28%を超えた超高齢社会に突入し、高齢者の関わる交通事故が多発しています。所沢市における直近5年間の交通事故による死者を年齢別にみると、全死者の半数にあたる12人が高齢者(65歳以上)であり、高齢者の交通事故死者の多さがうかがえます。

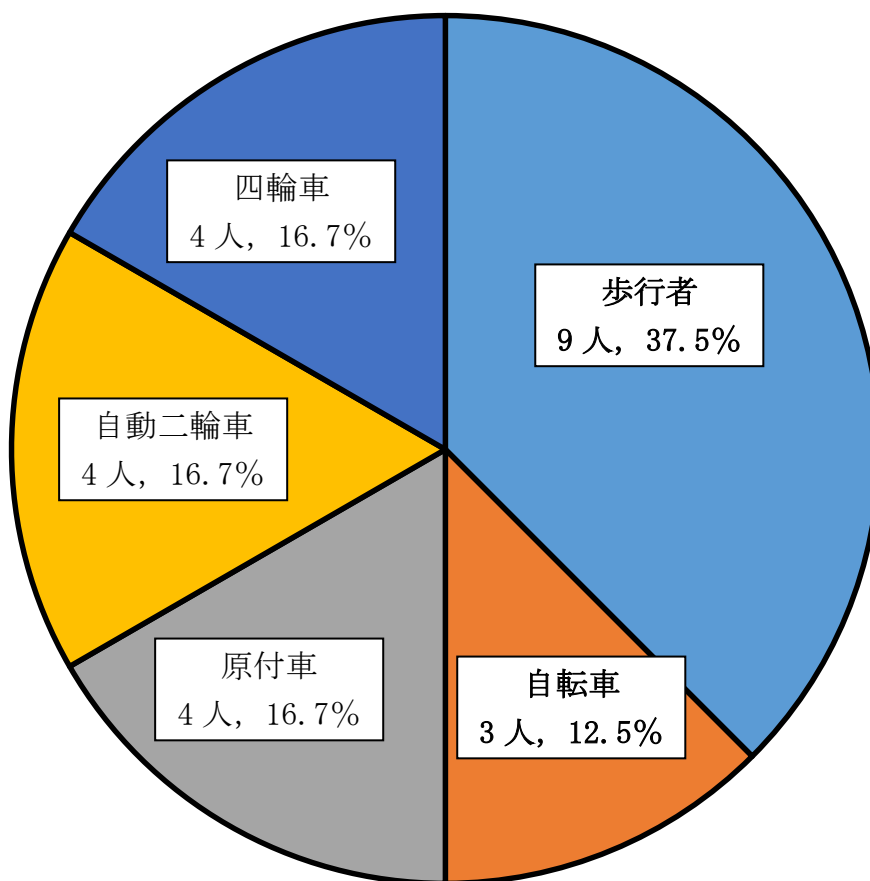


過去5年間の年齢別死者数構成率 (%)
(平成28年～令和2年)

イ 自転車・歩行者事故の多発

埼玉県は全国第3位という、高い自転車保有率であり、所沢市においても、自転車が市民の移動手段として広く利用されており、このことに伴って、自転車の関係する事故が多発しています。近年、交通事故による自転車乗用中の負傷者数は300人台で推移するとともに、直近5年間の死者の約12%にあたる3人が自転車乗用中に亡くなっています。

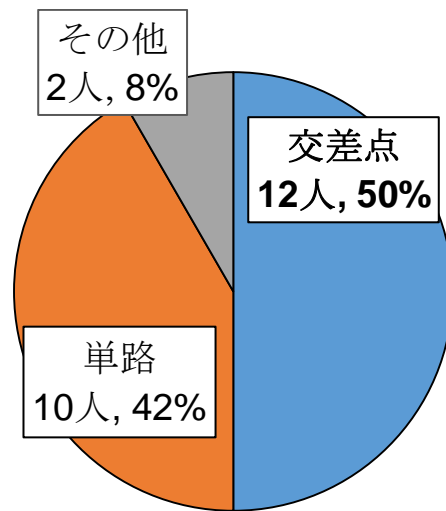
また、自転車と比較して弱い立場にある歩行者の死亡事故が最も多く、直近5年間の死者の約37%にあたる9人が歩行中に亡くなっています。



事故状態別の交通事故死者数構成率 (%)
(平成28年～令和2年)

ウ 交差点で交通死亡事故が多発

道路形状別にみると、交通死亡事故は単路に比べ交差点（付近を含む）での発生率が高く、直近5年間の道路形状別における交通死亡事故では、交差点における交通死亡事故が全体でもっとも多くを占めています。



道路形状別における交通事故死者構成率 (%)
(平成28年～令和2年の5年間)

2 鉄道・踏切事故

所沢市では平成22年以降、列車の衝突や脱線等の鉄道事故は発生しておらず、また踏切内で発生した、列車の関わらない交通事故も3件以下となっています。

鉄道・踏切道事故の発生件数 (単位：件)

区分 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
列車の衝突事故	－	－	－	－	－
列車の脱線事故	－	－	－	－	－
踏切内の事故	1件	1件	1件	－	－

3 第10次所沢市交通安全計画期間の検証

第10次所沢市交通安全計画では、市内において令和2年（平成32年）までに、「年間の交通事故死者数を4人以下」「人口10万人当たりの交通事故死傷者数を366人以下」とすることの2つの目標を設定し、各種交通安全対策に取り組みました。

交通事故死者数は、平成28年は2人で、統計のある昭和39年以降では最も少ない人数とすることができましたが、平成30年には8人となるなど、交通事故による死者数は各年増減が繰り返されている現状です。

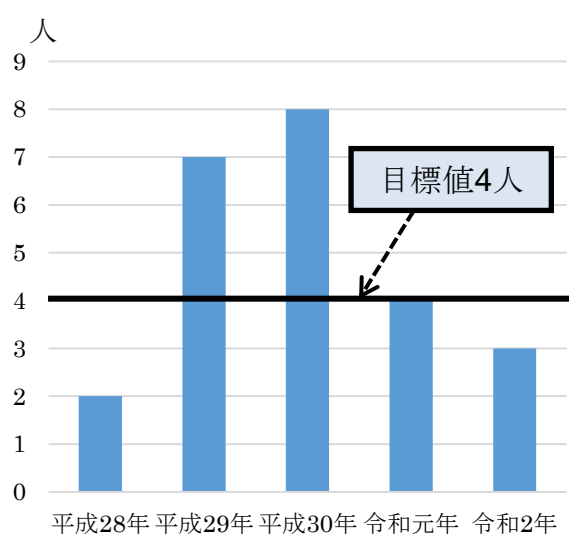
また、人口10万人当たりの交通事故死傷者数も減少傾向にあり、令和元年には344人と目標以下となり、令和2年には目標より108人少ない258人となりました。

鉄道及び踏切事故については、「事故件数の確実な減少により死傷者数の減少を目指す」ことを目標としました。事故発生件数も極めて少ない状況となっています。

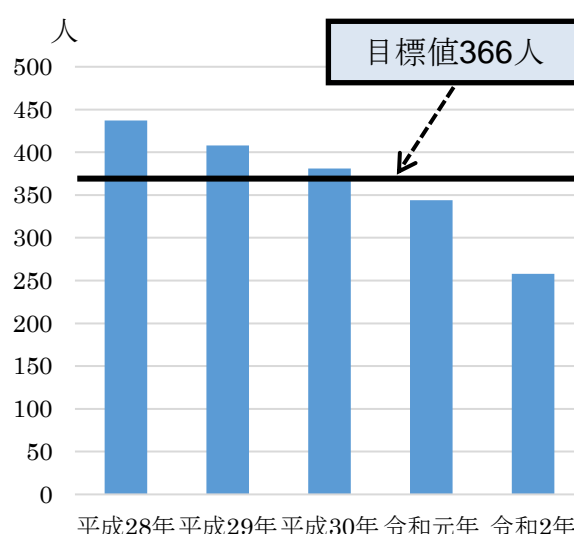
死者数と人口10万人当たりの死傷者数の推移 (単位：人)

区分	年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
死者数		2	7	8	4	3
人口10万人当たりの死傷者数※		437	408	381	344	258

※算出式：死傷者数 ÷ 市人口（各年12月末日データ） × 10万人



死者数の推移



人口10万人当たりの死傷者数の推移

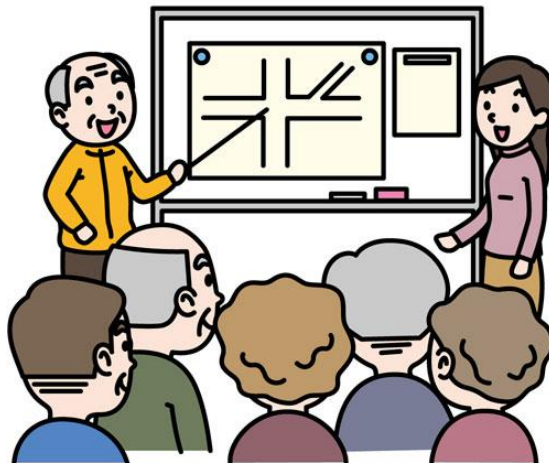
4 今後の課題

本計画では、所沢市の交通事故の特徴である「高齢者の事故」、「自転車・歩行者の事故」、「交差点における事故」の防止を重点課題として、交通安全対策を推進します。

「高齢者の事故」では、本市において高齢者の事故が多発している状況にあり、今後は、高齢者人口の増加に伴い、高齢運転者に起因する交通事故の比率が高まることが考えられるため、より一層の対策が必要です。

「自転車・歩行者の事故」では、直近5年間の交通事故死者の50%が自転車乗用中及び歩行中に事故に遭われていることから、自転車利用者、歩行者に対する交通安全教育や安全な道路、安全施設の設置等、対策が必要です。

「交差点における事故」では、直近5年間の交通事故死者の50%が交差点において事故に遭われていることから、その対策が必要です。それに加え、所沢駅周辺の開発や、ところざわサクラタウン・所沢市観光・情報物産館「YOT-TOKO（よっとこ）」の開設等により、人や車等の動きがより多くなると見込まれ、また、中心市街地の混雑を緩和するための環状道路の建設など、本市の交通環境が大きく変化する計画が進行しています。そのため、増加が見込まれる歩行者等の安全対策や、自家用車の利用を抑えるといった、その状況に対応した交通安全対策を推進し、交通事故防止に努めることが求められます。



第3章 第11次所沢市交通安全計画の目標

令和7年までに

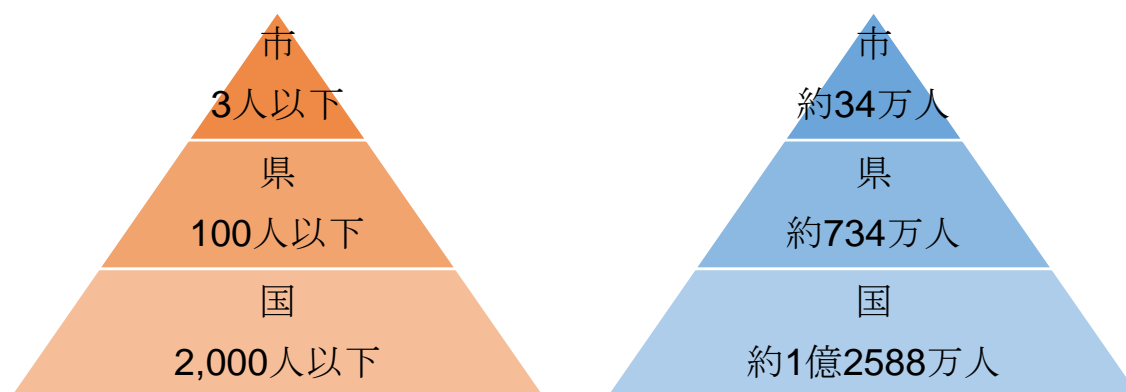
- (1) 年間の交通事故死者数を3人以下とする。
- (2) 年間の重傷者数を70人以下とする。

交通事故ゼロの安心・安全な所沢市を達成することが究極の目標ですが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、本計画の計画期間である令和7年までに年間の交通事故死者数を3人以下（第10次は4人以下、第9次は5人以下）、年間の重傷者数を70人以下（第10次以前は人口10万人当たりの交通事故死傷者数）とすることを目指します。

さらに、死傷者数の減少割合を高齢者及び自転車それぞれについて、全体の死傷者数の減少割合以上に減少させることを目指します。

本計画では、国の第11次交通安全基本計画における「令和7年までに年間の交通事故死者数を2,000人以下、重傷者数を22,000人以下」とする2つの目標及び県の実情を踏まえ、本市における目標を設定しました。

また、鉄道及び踏切事故については、引き続き事故件数の確実な減少を目指します。



年間の交通事故死者数目標（国・県・市）の人口比較※

※国及び県の人口は令和2年10月1日現在の推計人口

※市の人口は令和2年10月末日現在の人口

交通安全の将来像

2015年9月に国連総会において、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このSDGsの「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」では、「ターゲット3-6」として「2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる」こととしています。

所沢市交通安全計画では、将来的に交通事故死者「ゼロ」を目指し、SDGsに貢献していきます。

第4章 交通安全対策の推進

1 重点対策

(1) 高齢者・子どもの交通安全の確保

高齢者の交通事故を防止するため、歩道や分かりやすい標識など道路交通環境を整備するとともに、自己の身体能力を正しく理解できるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

さらに、ドライバーや自転車利用者などが、高齢者に配慮した通行を心がけるよう、高齢者以外の世代に対する交通安全教育を推進します。

また、子どもの交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育や、通学路における歩道等の整備を引き続き推進します。



(2) 自転車・歩行者の交通安全の確保

自転車利用者に対する交通安全教育・啓発の推進により、交通ルールを遵守させ、自転車利用者の交通事故を防止するとともに、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図るため、自転車レーン等の自転車通行空間の整備を進めます。

また、歩行者の交通事故を防止するため、歩行中の事故類型に即した交通安全教育等や生活道路の歩道整備等を推進します。

(3) 交通事故が起こりにくい環境づくり

交通事故の発生場所で最も件数の多い交差点での交通事故を防止するとともに、物流を阻害し、大気汚染等の原因ともなる交通渋滞を解消するため、幹線道路網の整備、交差点の改良及び信号機等の整備を推進します。

加えて、今後新たな商業施設や道路の開発が進められ、人の出入りが多くなり、自家用車の利用が増大することによる交通渋滞が懸念されます。そのために、路線バス等の地域公共交通網を充実させ、自家用車の利用抑制にも努めていきます。

また、各季の交通安全運動等を市民総ぐるみで実施し、交通安全意識の醸成を図ります。

2 各分野の目標

(1) 人を中心にした環境にやさしい道路交通環境の整備 ⇒27 ページ

目標

○道路や交通安全施設等を整備し、歩行者等の安全を図る。

主な対策

- 身近な生活道路等における、人に配慮した交通安全対策を推進する。
- 自転車の利用環境を整備し、交通事故防止と交通の円滑化を図る。

(2) 交通安全思想の普及徹底 ⇒41 ページ

目標

○市民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、交通ルールを身に付け、実践する。

主な対策

- 幼児から高齢者まで、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進する。
- 地域ぐるみの自発的な交通安全対策を促進する。

(3) 安全運転の確保 ⇒ 51 ページ

目標

○安全運転の確保を図る

主な対策

- 運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者も含めた運転者教育等の充実に努める。特に、高齢運転者に対する教育等の充実に努める。
- 企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策や運行管理の充実に努める。

交通事故を防ぐため、
さまざまな施策を推進します。



(4) 道路交通秩序の維持 ⇒55 ページ

目標

- 道路交通の安全と円滑な交通を確保し、ルール無視による交通事故を防ぐ。
- 暴走行為をさせない環境を作る。

主な対策

- 悪質・危険性・迷惑性の高い違反及び、交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。
- 関係機関・団体が連携し、地域ぐるみで暴走族追放気運の高揚に努める。

(5) 救助・救急活動の充実 ⇒59 ページ

目標

- 交通事故による負傷者を迅速かつ適切に救護する。

主な対策

- 救急現場または搬送途上において、一刻も早い救急処置等を実施するための体制整備を図る。
- 現場に居合わせた人による応急手当の普及啓発活動を推進する。

(6) 交通事故被害者支援の推進 ⇒65 ページ

目標

- 交通事故被害者等の総合的な支援を推進する。

主な対策

- 交通事故相談窓口の開設や手当等の仕組みの充実を図る。
- 交通事故に備え、保険等への加入促進を図る。

(7) 鉄道・踏切道の安全確保 ⇒ 69 ページ

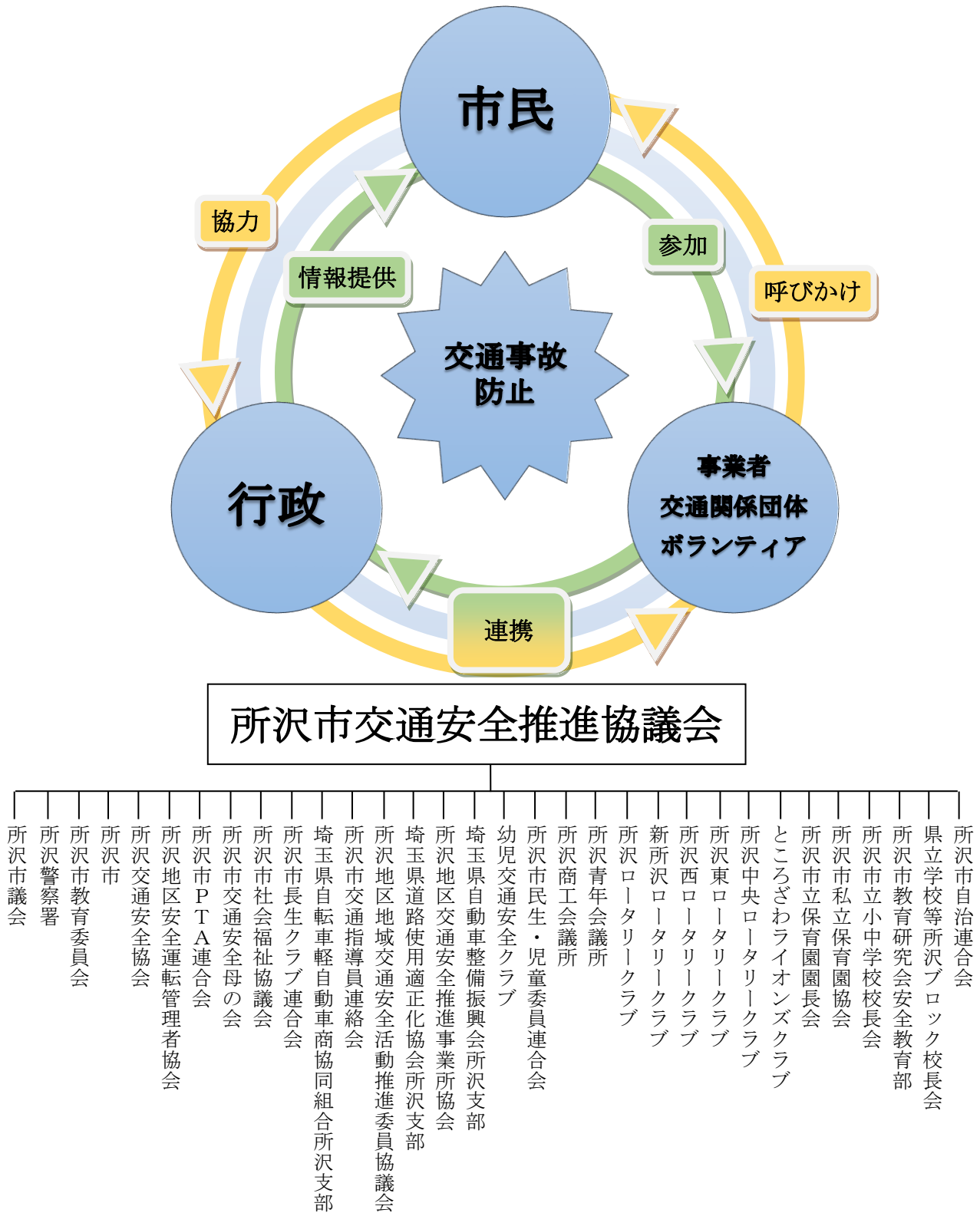
目標

- 高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全に事故なく利用できる、鉄道及び鉄道施設の整備を推進する。

主な対策

- 鉄道交通環境の整備や安全な運行の確保を図る。
- 駅ホームからの転落事故防止等、各種の安全対策を総合的に推進する。
- 踏切道の立体交差化や踏切保安施設の整備等に努める。

第5章 計画の推進体制



推進体制の関係図

1 行政機関

所沢市は、本計画の趣旨及びこの計画に定める施策を踏まえ、各地域の状況や市民の生活に対応したきめ細かな事業を実施するとともに、市や交通関係団体等で組織する「所沢市交通安全推進協議会*」を中心として、総合的、一体的な交通安全対策を推進します。

また、国、県、交通関係団体等と連携し、地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を推進します。

※所沢市交通安全推進協議会（昭和48年4月1日設置）

当協議会は、市民の交通事故防止を図り、特に交通事故死傷者をなくすため加盟団体が、それぞれの立場で交通安全市民運動を強力に推進するとともに、関係機関、団体との連絡調整を図ることを目的としています。

2 事業者、交通関係団体、ボランティア等

交通安全対策を推進する上で、事業者は大きな役割を果たしています。特に、業務用自動車を運行する事業者は、事業所を中心として安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故防止に努めることが求められます。

また、鉄道事業者は、鉄道や踏切道の安全確保に大きな責任を負っています。そのため、鉄道事業者は、行政機関等と十分に連携し、鉄道交通の一層の安全確保に努めることが求められます。

さらに、地域における交通関係団体、ボランティア等が行う交通安全活動の効果は極めて大きいものがあることから、こうした活動に市民が積極的に参加する住民主体の意識を醸成していくとともに、市、警察署等と連携・協力した交通安全対策を進めることが求められます。

3 市民

悲惨な交通事故をなくすためには、市民一人ひとりが、交通ルールを守り、実践することが何よりも大切です。また、「もっと注意していれば・・・」と後悔しても遅いのが交通事故です。そのためにも、継続した交通安全の心がけが必要です。特に、「自分の身は自分で守る」ことを心がけ、車に乗ったらシートベルトを着用する、自転車に乗るときはヘルメットを着用する、夜間に外出する際は反射材を身につけるといったことを習慣づけるなど、まず、「自分のできることから始める」ことが求められます。

第2部 各論

第1章 人を中心にした環境にやさしい
道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底

第3章 安全運転の確保

第4章 道路交通秩序の維持

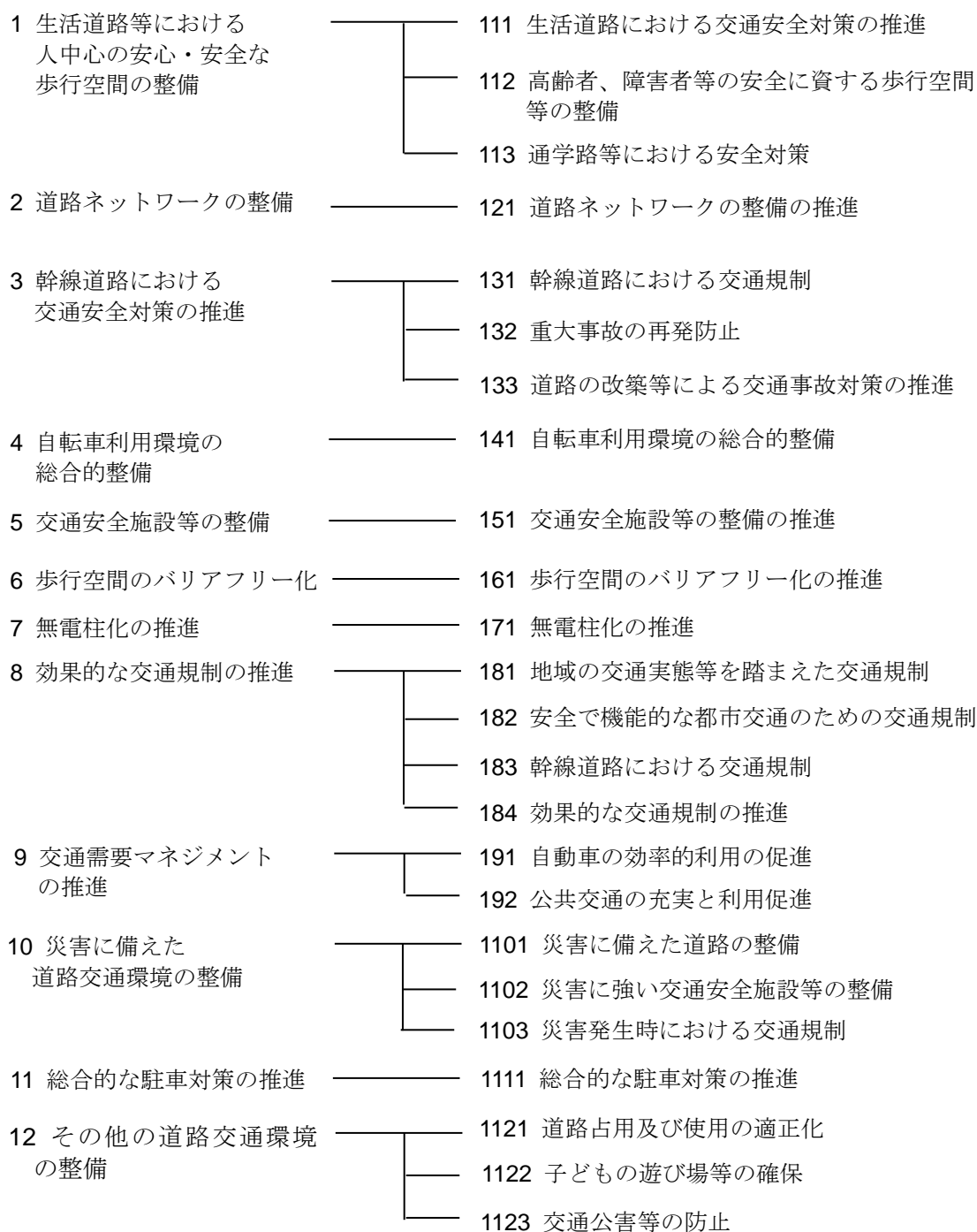
第5章 救助・救急活動の充実

第6章 交通事故被害者支援の推進

第7章 鉄道と踏切道の安全確保

第1章 人を中心とした環境にやさしい 道路交通環境の整備

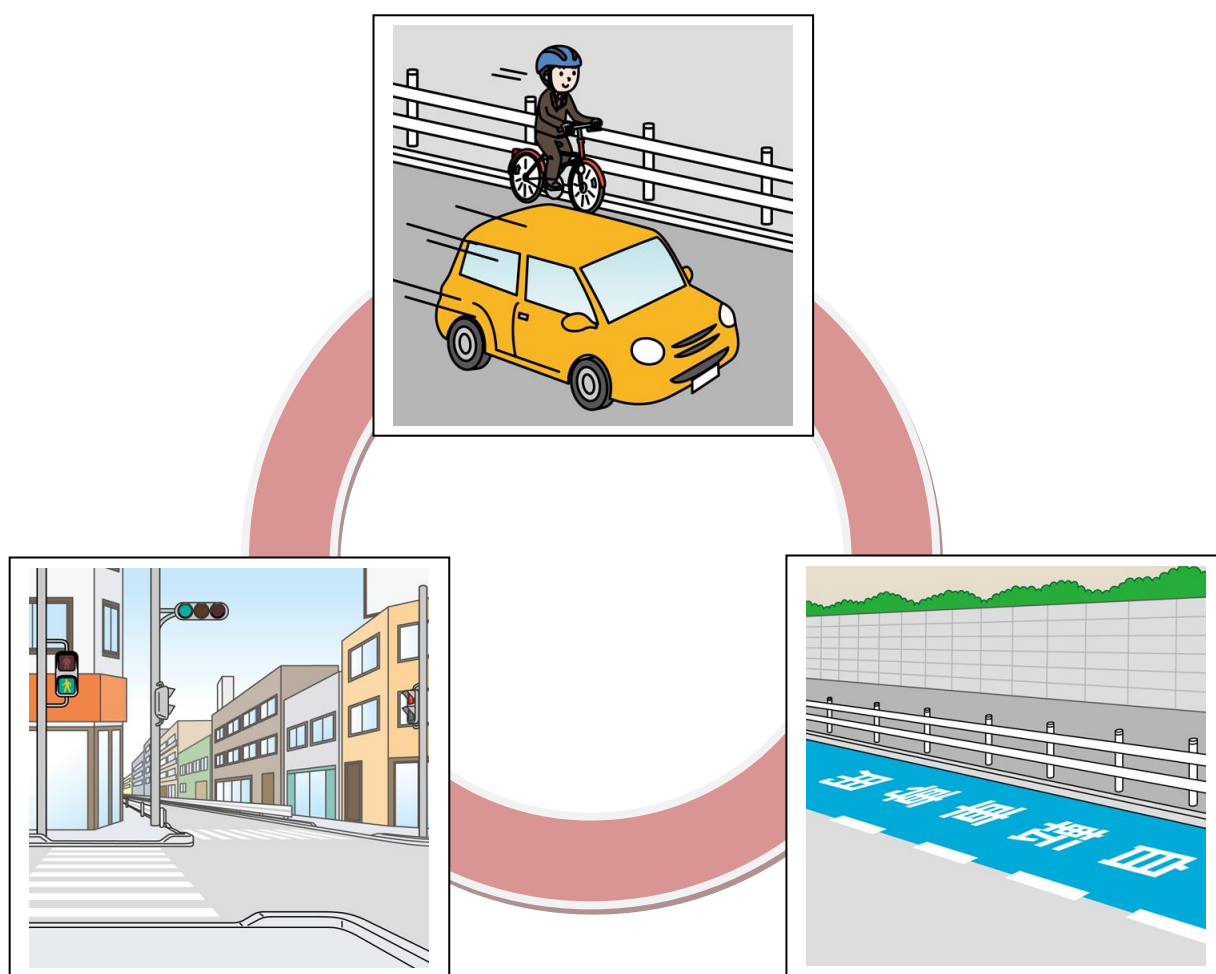
【施策の体系】



解説

安心・安全な社会の実現には、交通の円滑化を図り、市民の安全を確保するとともに、ゼロカーボンシティ宣言の趣旨を踏まえ、各々の施策を進める必要があります。

それには、それぞれの道路と地域の実態を把握し、既存の交通規制をより合理的に見直すとともに、徒歩や自転車等の環境負荷が少ない移動を推進する道路環境の整備や、公共交通の充実と利用促進を進め、「ひとを中心」に、歩行者、自転車、自動車とともに安心して安全に通行できる交通安全対策を推進します。



1 生活道路等における人中心の安心・安全な歩行空間の整備

- 1 生活道路等における人中心の安心・安全な歩行空間の整備
 - 111 生活道路における交通安全対策の推進
 - 112 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
 - 113 通学路等における安全対策

111 生活道路における交通安全対策の推進

交通事故の多い生活道路については、道路管理者及び公安委員会が連携して、歩行者等の安全を確保するため、交通量の多い箇所にも子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間等の整備を推進します。

なお、ゾーン30の整備については、公安委員会が市・道路管理者と協力しながら進めます。

112 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

国立障害者リハビリテーションセンター等関係機関が存在する所沢市においては、高齢者、障害者等を中心とする交通弱者の日常生活圏において、安心して安全に活動できる社会を実現するため、バリアフリー対応型信号機や信号灯器のLED化、道路標識等の高輝度化等を推進します。

また、「バリアフリー法」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、駅や公共施設等重点整備地区の整備、歩行空間の確保、段差のない構造や視覚障害者誘導用ブロックの敷設等、高齢者や障害者等にやさしい整備を推進します。

113 通学路等における安全対策

通学路を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、市内小中学校や保護者等からの通学路や学校周辺の安全対策要望箇所について、道路管理者、公安委員会及び教育委員会等が連携を図り、グリーンベルト等の路面標示の設置や修繕を実施します。

また、保護者や学校関係者等により定期的に通学路安全総点検を実施し、利用者の視点からの交通安全対策を実施するとともに、通学路等の安全確認のためのパトロールの強化を図ります。

2 道路ネットワークの整備

2 道路ネットワークの整備 ————— 121 道路ネットワークの整備の推進

121 道路ネットワークの整備の推進

市民に最も身近な生活道路の安全性や利便性を向上するため、体系的な道路網の整備により生活道路と幹線道路の適切な機能の分担を図るとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進します。

(1) 幹線道路の建設

市街地内の通過交通の排除と交通の効果的な分散により、交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るため、主要幹線道路の建設を推進するとともに、環状道路等、整備効果の高い市内幹線道路の建設を積極的に進めます。

(2) 生活道路の整備

安全で快適な交通を確保するため、市民生活に密接した生活道路のあり方を検討し、道幅が4.2メートルに満たない道路（狭隘道路）の拡幅や交差点の改良等を進めます。

(3) 歩行者・自転車環境の整備

歩行者、自転車利用者、高齢者及び障害者にやさしい道路の整備を進めます。



幹線道路の建設 都市計画道路 北野下富線

3 幹線道路における交通安全対策の推進

- 3 幹線道路における交通安全対策の推進
 - 131 幹線道路における交通規制
 - 132 重大事故の再生防止
 - 133 道路の改築等による交通事故対策の推進

131 幹線道路における交通規制

交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案し、速度規制等の交通規制について見直しを行い、その適正化を図ります。

132 重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図ります。

133 道路の改築等による交通事故対策の推進

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路改築事業を推進します。

4 自転車利用環境の総合的整備

4 自転車利用環境の総合的整備——— 141 自転車利用環境の総合的整備

141 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車利用環境の整備

自転車は幅広い年齢層で利用されており、通勤、通学、健康増進など利用目的も様々です。また、市内での自転車事故も多発していることから、自転車利用者が安全で快適に通行できるための環境づくりに努めます。

(2) 駅周辺等の自転車駐車場の整備

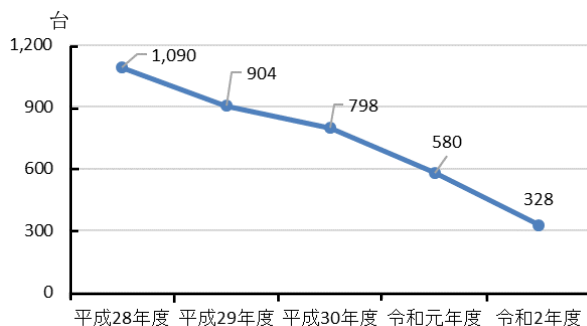
自転車の駐車需要に適正に対応するため、自転車駐車場の整備を推進します。

また、鉄道事業者に対して、自転車駐車場用地の提供等を積極的に要請するとともに、民間の自転車駐車場事業者とも連携して整備を推進します。

(3) 放置自転車等の解消

駅周辺等における自転車・原動機付自転車等の放置問題を解決するため、関係機関・団体等による総合的な自転車等駐車対策推進体制の充実を図ります。

また、「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」に基づき、放置自転車の整理・撤去を推進するとともに、自転車利用者に対して、その社会的な責任の自覚を求め、道路交通法その他の法令の遵守、正しい駐車方法等に関する啓発及び広報活動を推進します。



駅周辺(放置禁止区域内)自転車撤去台数

5 交通安全施設等の整備

5 交通安全施設等の整備 ————— 151 交通安全施設等の整備の推進

151 交通安全施設等の整備の推進

(1) 交通安全施設等整備事業の推進

交通の安全を確保する必要性が高い道路については、道路管理者および公安委員会と連携し、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故防止と交通の円滑化を図ります。

(2) 交差点の整備

市内の交通事故が、交差点及び交差点付近で多く発生していることから、交差点の整備を積極的に実施します。

(3) 信号機の整備

道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故多発交差点、交通危険箇所等に信号機を設置するほか、既設の信号機については、信号機のLED化及び歩車分離式信号機の導入を推進します。

(4) 道路標識等の整備

安全で快適な道路交通環境を確保するため、道路管理者や公安委員会の各々が管理している道路標識等の保守点検の徹底と整理統合により、「見やすく、分かりやすい」道路標識等の整備を実施します。

6 歩行空間のバリアフリー化

6 歩行空間のバリアフリー化 ————— 161 歩行空間のバリアフリー化の推進

161 歩行空間のバリアフリー化の推進

高齢者や障害者を含め全ての人が安全に安心して参加・活動できる社会を実現するため、音響式信号機や歩車分離式信号機等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーンの整備を推進し、合わせて信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進します。

また、「バリアフリー法」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、駅や公共施設等重点整備地区の整備、歩道の段差改善等、バリアフリーに配慮した道路整備や適正な維持管理等を推進します。

7 無電柱化の推進

7 無電柱化の推進 ——— 171 無電柱化の推進

171 無電柱化の推進

安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観の形成、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点から無電柱化を推進します。

完成

①市道4-245号線 「ハナミズキ通り」	歩行者に安全なまちづくりを目的とした電線類地中化による歩道整備を行い、平成29年度に完成をしました。
-------------------------	--

進行中

②主要地方道 「川越所沢線」	令和6年度の完成を目指して電線類地中化を行っています。完成に併せ、歩道のバリアフリー化も行う予定です。
③都市計画道路 「所沢駅ふれあい通り線」	所沢駅西口土地区画整理事業の施行に合わせて電線類地中化を行い、令和7年度の完成を目指しています。
④市道1-902号線	所沢駅西口土地区画整理事業の施行に合わせて電線類地中化を行い、令和7年度の完成を目指しています。
⑤県道「久米所沢線」	所沢駅西口土地区画整理事業の施行に合わせて電線類地中化を行い、令和7年度の完成を目指しています。
⑥ファルマン通り交差点周辺	所沢東町地区第一種市街地再開発事業及びファルマン通り交差点改良事業による道路整備に合わせて電線類地中化を行い、令和8年度の完成を目指しています。



ハナミズキ通り

8 効果的な交通規制の推進

8 効果的な交通規制の推進

181 地域の交通実態等を踏まえた交通規制

182 安全で機能的な都市交通のための交通規制

183 幹線道路における交通規制

184 効果的な交通規制の推進

181 地域の交通実態等を踏まえた交通規制

地域交通に利用される道路については、一方通行、指定方向外進行禁止等により通過交通の流入を押さえるとともに、原則として最高速度 30 キロメートル毎時とする等の速度抑制対策を行い、良好な生活環境を維持するための交通規制を実施します。

182 安全で機能的な都市交通のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的に都市部における交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図ります。

また、路線バス等大量公共輸送機関の安全等を確保するための交通規制を推進します。

183 幹線道路における交通規制

交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘察し、速度規制等の交通規制について見直しを行い、その適正化を図ります。

184 効果的な交通規制の推進

交通事故が多発する地域、路線においては、効果的な交通規制を重点的に実施します。また、交通規制実施後の道路交通環境の変化等により、現場の交通実態と合わなくなったと認める場合は、交通規制の見直しを実施します。

9 交通需要マネジメントの推進

- 9 交通需要マネジメントの推進
 - 191 自動車の効率的利用の促進
 - 192 公共交通の充実と利用促進

191 自動車の効率的利用の促進

円滑で安全な道路交通の確保に資するため、相乗りや効率的な物資の輸送などを進めるとともに、混雑時間や混雑箇所を避けた自動車利用を促すなど、自動車の効率的利用を促進します。

192 公共交通の充実と利用促進

市内拠点へのアクセス向上のため、公共交通ネットワークの充実を図るとともに、自家用車から路線バスやところバス等の公共交通機関利用への転換を促進します。

ところバスについては、より地域に密着している交通手段であることから、これからの所沢市の道路交通事情の変化に応じて利便性の向上に努めます。

また、一部地区については、新しい交通手段（形態）として、地域の実情に応じたワゴンタイプのバス「ところワゴン」を導入します。



ところバス



ところワゴン

10 災害に備えた道路交通環境の整備

- 10 災害に備えた道路交通環境の整備
 - 1101 災害に備えた道路の整備
 - 1102 災害に強い交通安全施設等の整備
 - 1103 災害発生時における交通規制

1101 災害に備えた道路の整備

豪雨、地震等の災害が発生した場合においても安心・安全な生活を支える道路交通を確保し、豪雨災害や地震等の大規模災害の発生時においても、被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため、幹線道路の整備、狹隘道路の拡幅や歩道の整備、橋梁の耐震化などを推進します。

1102 災害に強い交通安全施設等の整備

災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動式交通信号用発電機の整備を推進します。

1103 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。

また、災害対策基本法による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、信号制御により被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示・広報を行い、併せて災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供します。

11 総合的な駐車対策の推進

11 総合的な駐車対策の推進 ——— 1111 総合的な駐車対策の推進

1111 総合的な駐車対策の推進

良好な駐車秩序を確立するため、現行規制を見直すとともに、危険性、迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締りを実施します。特に市街地等における取締りについては、放置車両の確認事務を民間委託するとともに、違法駐車の状態、住民からの要望等を勘案し、決定された駐車監視員活動ガイドライン内での、駐車監視員による放置駐車の確認を強化します。

また、大規模な建築物の開発事業者に対し、大規模小売店舗立地法・所沢市街づくり条例等に基づき、適正な規模の駐車台数の整備を促進し、指導を強化します。

12 その他の道路交通環境の整備

- 12 その他の道路交通環境の整備
 - 1121 道路占用及び使用の適正化
 - 1122 子どもの遊び場等の確保
 - 1123 交通公害等の防止

1121 道路占用及び使用の適正化

安全で円滑な道路交通環境を確保するため、道路法に基づく不法占用物件に対する指導取締りを強化するとともに、沿道住民等への啓発活動を推進します。また、道路占用許可(道路法)及び道路使用許可(道路交通法)にあたっては、道路本来の機能を確保するため、無秩序な道路工事等を抑制するとともに、許可条件履行の確認を徹底するなど、許可の適正化を図ります。

1122 子どもの遊び場等の確保

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故を防止するとともに、良好な生活環境づくり等を図るため、公園の整備や校庭や体育館等の学校体育施設の開放を推進します。



上新井公園

1123 交通公害等の防止

自動車を原因とする大気汚染や、騒音等の交通公害を防止するため、幹線道路等における大気汚染や騒音等の状況の把握に努めます。

また、公共交通機関の利用を推進するとともに、電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCEV)などの次世代自動車(エコカー)の普及を推進し、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図り、地球温暖化の防止に努めます。

第2章 交通安全思想の普及徹底

【施策の体系】

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - 211 幼児に対する交通安全教育
 - 212 小学生に対する交通安全教育
 - 213 中学生に対する交通安全教育
 - 214 高校生に対する交通安全教育
 - 215 成人に対する交通安全教育
 - 216 高齢者に対する交通安全教育
 - 217 高齢運転者に対する交通安全教育
 - 218 障害者に対する交通安全教育
 - 219 外国人に対する交通安全教育
- 2 効果的な交通安全教育の推進
- 3 自転車の安全利用の推進
- 4 歩行者優先と正しい横断の徹底
- 5 市民総ぐるみの交通安全運動の推進
- 6 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - 261 シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底
 - 262 飲酒運転の根絶
 - 263 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進
 - 264 交通安全に関する広報の徹底
 - 265 過積載防止対策の推進
- 7 交通安全団体等の主体的活動の促進
- 8 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

解説

交通事故を無くすためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通安全への意識を高め、自ら行動することが重要になります。

そのため、幼児から高齢者まで、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進していきます。

また、交通安全に関する活動への支援を行うとともに、交通安全に関する情報発信を積極的に行います。



1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- 211 幼児に対する交通安全教育
- 212 小学生に対する交通安全教育
- 213 中学生に対する交通安全教育
- 214 高校生に対する交通安全教育
- 215 成人に対する交通安全教育
- 216 高齢者に対する交通安全教育
- 217 高齢運転者に対する交通安全教育
- 218 障害者に対する交通安全教育
- 219 外国人に対する交通安全教育

211 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけさせることで、日常生活に必要な、基本的な技能及び知識を習得させることを目的とします。

そのため、幼稚園や保育園及び認定こども園においては、各園の指導者や所沢市交通指導員が、個々の幼児の特性や発達段階に十分配慮し、紙芝居や腹話術、教育用信号機等の教材を利用した実践体験型でわかりやすい指導に努めます。

保護者に対しては、交通ルールのお手本になるよう指導するとともに、自転車に幼児を乗せる際は、幼児用ヘルメットを正しく装着させるよう指導に努めます。また、家庭内でも交通ルールについての話し合いが行われるよう、資料の配布や啓発活動を推進します。

212 小学生に対する交通安全教育

小学校の交通安全教育は、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力し、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

そのため、小学校においては、低学年には安全な歩行を、高学年には安全で正しい自転車の乗り方を重点的に指導します。特に4年生に対しては、自転車運転免許制度を活用し、自転車の安全な乗り方等の指導を行います。

また、小学生の交通事故は、道路への飛び出しや左右の安全を確認しないことにより発生することが多いことから、交通安全教室等を開催し、「安全を確かめられる習慣」を身に付けられるように指導します。

213 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全、特に自転車で安全に道路を通行するための技能と知識を習得させることに加え、自転車事故では加害者になるケースもあることから、自己だけでなく他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校においては、DVD等の視聴覚教材、スケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室等で交通事故の怖さを実感させ、交通安全について自ら考えさせる指導を行います。

214 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、主として自転車及び自動二輪車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重し、責任ある行動ができる健全な社会人の育成を図ります。

各高等学校では、「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項」に基づく指導を行い、自動二輪車等の運転免許を取得し、運転する生徒に対しては、交通ルールの遵守と自動二輪車等の安全に関する指導や、自他の生命の尊重を重視した指導を行います。

215 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者教育を中心として行います。

安全運転管理者選任事務所を中心に、企業研修の機会等に警察から出向き、携帯用プロジェクタ、スクリーン等を活用した、わかりやすい交通安全教育を実施します。

このほか、運転免許を取らない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者を含む成人が交通安全について学ぶ機会を設けるよう努めます。

216 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う心身機能の変化が歩行者、自転車利用者としての交通行動に及ぼす影響への理解、道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために必要な技能及び交通ルール等の知識を習得させるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を目標とします。

また、自転車乗用中の交通事故を防止するため、高齢者自転車運転免許制度のような、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

なお、高齢者の死傷者数が増加している現状を踏まえ、より多くの高齢者の意識向上を図るために、老人福祉センター(4箇所)・老人憩の家(8箇所)や市内在住の高齢者を対象にした所沢市高齢者大学等においても交通安全教育の実施に努めます。

217 高齢運転者に対する交通安全教育

高齢運転者に対しては、自動車教習所と連携した実践型の教育指導を行い、自己の動作や反応の低下を再認識してもらうと共に、高齢者が安全運転サポート車等に搭載される先進安全技術を体験できる機会を設けるよう努めます。また、臨時適性検査の積極的な実施と運転免許の自主返納を促します。

218 障害者に対する交通安全教育

所沢市には、国立障害者リハビリテーションセンターをはじめ、多くの医療機関があり、障害者による出歩きの機会が多く想定されます。そのため、障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識が習得できるよう、障害の種類や程度に応じた、きめ細かい交通安全教育を推進します。

また警察では、交通安全教育担当者の手話技術の向上、字幕入りビデオの活用等に加え、電動車いすを利用している障害者に対しての、安全利用に向けた交通安全教育の推進に努めます。

219 外国人に対する交通安全教育

所沢市に居住・就業する外国籍市民が増加し、外国籍市民に対する交通安全対策の必要性が高まっていることから、日本の交通事故の実態や交通ルール等を、外国語表記のパンフレットを活用して紹介しています。

また、外国籍市民の就学・就業先と連携を取り、DVD教材等を活用した交通安全教室を実施します。

2 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な知識及び技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるように努めます。

交通安全教育を行った際は、その効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、常に効果的な交通安全教育ができるように努めます。

3 自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通ルールを遵守し、交通マナーの向上を図り、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）や「自転車運転者講習制度」について周知徹底を図るとともに、自転車を乗りながらの傘さし、イヤホン、スマートフォン等の危険性について、周知徹底を図ります。

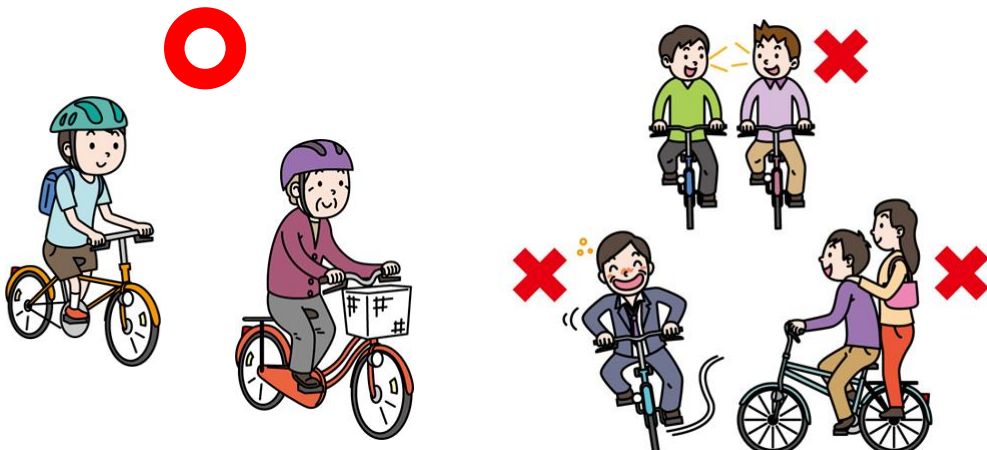
また、夕暮れ時から夜間の時間帯にかけて自転車の事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車のライトの点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材の取付けを促進します。

子どもや高齢者に対しては「自転車運転免許制度」を活用し、自転車の安全な乗り方等を指導し、自転車の安全な利用を推進します。

また、自転車用ヘルメットについては、「自転車安全利用五則」の周知徹底はもちろん、全ての年齢層の自転車利用者に対して自発的にヘルメットを着用するよう、普及啓発に努めます。

◎自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転、2人乗り、並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



4 歩行者優先と正しい横断の徹底

信号機の無い横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いことから、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。

さらに、運転者に対してハンドサイン等、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自ら安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。



※ハンドサイン
《横断意思の明確化》
ドライバーに対して横断する
意思を明確に伝えましょう

5 市民総ぐるみの交通安全運動の推進

市民一人ひとりに、広く交通安全意識の普及・浸透を図るとともに、市民自身による、道路交通環境の改善に向けた取組を推進する市民運動として、所沢市交通安全推進協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、組織的・継続的に交通安全運動を展開します。

(1) 実施方法

交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、実施重点、実施計画等について、広く市民に周知することにより、市民総ぐるみの交通安全運動を展開します。

(2) 運動の重点目標

交通安全運動の重点は、高齢者、自転車、交差点の交通事故防止等、市内の重点目標のほか、夕暮れ時の交通事故防止等の時季的な事項を、市内の交通事故の実態に合わせた独自の重点目標として設定します。

(3) 運動の時期

市民の交通安全意識の高揚を図るために、春・秋の全国交通安全運動に加え、交通事故が多発する夏、冬の交通事故防止運動にも展開します。

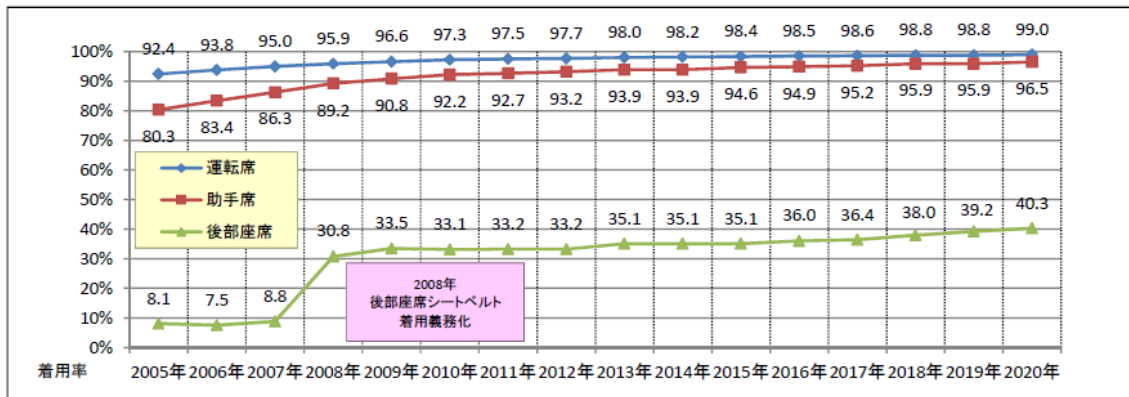
6 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進

- | | | |
|-------------------------|---|----------------------------|
| 6 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進 | — | 261 シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底 |
| | — | 262 飲酒運転の根絶 |
| | — | 263 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進 |
| | — | 264 交通安全に関する広報の徹底 |
| | — | 265 過積載防止対策の推進 |

261 シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底

交通安全教育において、シートベルト着用及びチャイルドシートの正しい着用・使用方法等についての理解を深め、後部座席も含めたシートベルト着用及びチャイルドシート使用を推進します。

また、シートベルト着用及びチャイルドシートの交通違反の取締りを強化し、全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの使用の徹底を図ります。



一般道路における推移

262 飲酒運転の根絶

飲酒運転を根絶するため、県、市をはじめ、安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等の関係機関・団体とともに、広報啓発活動を推進し、飲酒運転に厳しい規範意識の確立を図ります。

また、ハンドルキーパー運動を推進するとともに、飲酒の影響、飲酒習慣についての正しい知識の普及等、総合的に飲酒運転防止対策を推進します。

263 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯や自動車(原付車含む)の適切なハイビームの使用を促進するとともに、歩行者・自転車利用者に対する反射材や自発光式ライト等の普及、特に高齢者に対する明るい服装等の着用効果に関する広報啓発を推進します。

264 交通安全に関する広報の徹底

交通安全に関する広報については、広報紙、新聞、インターネット等のあらゆる媒体を活用し、計画的かつ継続的に実施します。

その際、交通事故実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するよう努めます。

265 過積載防止対策の推進

埼玉県過積載防止対策推進会議において決定した「埼玉県過積載防止対策」に基づき、公共工事発注者と連携した過積載防止対策を推進するとともに、各種広報啓発活動を推進します。

7 交通関係団体等の主体的活動の促進

交通安全を目的とする民間団体については、諸行事に対する援助、交通安全対策に必要な資料を提供するなど、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、所沢市交通安全推進協議会を中心に、警察・行政・所沢交通安全協会等の関係団体等が定期的に連絡協議を行い、効果的な活動の展開を図ります。

さらに、各主体による創意・工夫された活動を支援し、関係団体等による自発的な交通安全対策を促進します。

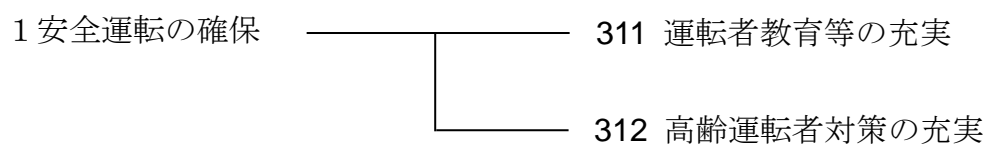
8 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

交通安全活動については、警察、市、学校、交通関係団体等及び家庭がそれぞれの特性を活かし、互いに連携を図りながら地域ぐるみの活動を推進していきます。

所沢航空記念公園等で実施される各種イベント時には、警察車両展示や啓発品の配布だけに終わらせず、地域で活動する様々な団体が進める安全研修等とも連携し、市民を集めて交通安全教室を実施しています。

第3章 安全運転の確保

【施策の体系】

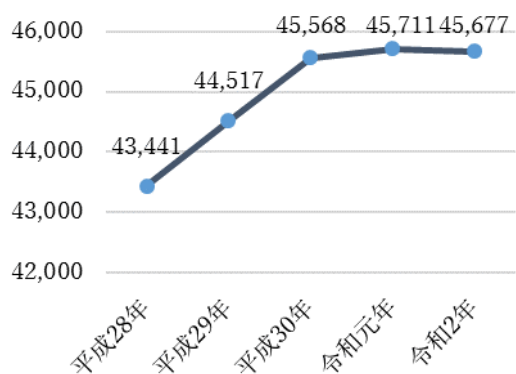


秋の全国交通安全運動の様子

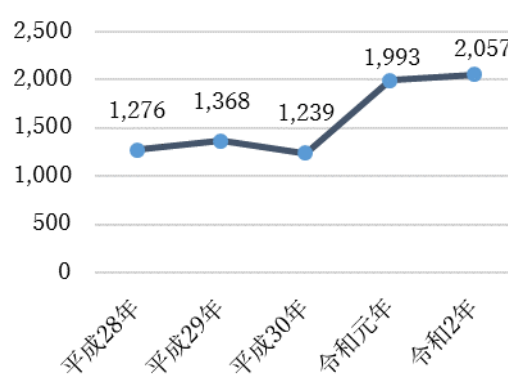
解説

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要です。このため、運転免許取得者に対する再教育の支援や、街頭での指導・取締りや啓発活動と、これから運転免許を取得しようとする者も含めた運転者教育等の充実に努めます。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努めます。

また、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を行うための取組を推進します。



市内の高齢者の運転免許保有者数
(各年12月末日データ)



市内の高齢者の運転免許返納者数

1 安全運転の確保

- 1 安全運転の確保
 - 311 運転者教育等の充実
 - 312 高齢運転者対策の充実

311 運転者教育等の充実

(1) 運転者に対する再教育等の充実

安全運転管理者協会、交通安全推進事業所協会と連携し、業務で車両を使用する運転者に対する指導、研修を行います。

また、自動車教習所を行う運転免許取得者に対する再教育の支援、資料の提供等、内容の充実に努めます。

(2) 二輪車の安全運転対策の推進

業務で二輪車を使用する事業所に対して交通安全教育を推奨するとともに、自動車教習所と連携を図りコースを使用した実技型の教育を推進します。また、休日にツーリング等で市内を通過する二輪車運転者に対しては、プロテクター着用の普及啓発を行います。

(3) 障害者等に対する助言等の推進

運転免許を所持する、または取得しようとする障害者等に対しては、個々の障害に応じた具体的な助言、指導、教育を推進します。

また、障害者に関するマーク等の周知を推進します。



身体障害者マーク



聴覚障害者マーク

(道路交通法に定められる障害者に関するマーク)

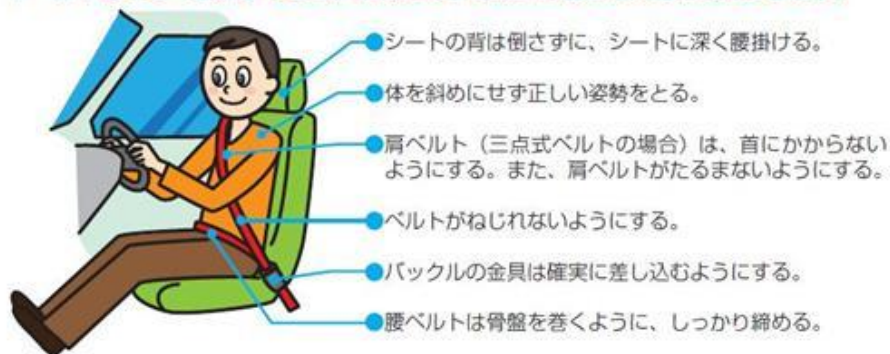
(4) シートベルト、チャイルドシート、乗車用ヘルメットの正しい着用等の徹底

シートベルト、チャイルドシート、乗車用ヘルメットの正しい着用を徹底するため、関係機関・団体と連携し、各種講習、交通安全運動、街頭での指導・取締り等、あらゆる機会を通じて啓発活動等を行います。

また、各種講習の機会に、シートベルト等の着用の実証事例を紹介するなど、その必要性、重要性を訴え着用率の向上を図ります。

シートベルトの正しい着用法

シートベルトは正しく装着すると交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減できます。



シートベルトの正しい着用法

312 高齢運転者対策の充実

(1) 高齢運転者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努めます。認知機能検査に基づく高齢者講習においては、検査の結果に応じたきめ細かな教育に努めます。

(2) 臨時適性検査該当者の発見及び運転経歴証明書の充実

所沢市、警察署、交通関係団体の間で情報を共有し、一定の病気に係る臨時適性検査該当者の発見に努めます。

また、運転経歴証明書の身分証明書としての機能について広報啓発を行い、運転免許証自主返納者の支援、返納手続きの普及に努めます。



運転経歴証明書

(3) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるとともに、周囲の運転者に高齢運転者への配慮を促すために、社会情勢を踏まえて、高齢者マークの使用を啓発します。



高齢者マーク

(4) 自主返納しやすい環境の整備

シルバー・サポーター制度の充実、及びところバス・ところワゴン無料乗車券交付により、高齢者の運転免許証自主返納を促進します。

第4章 道路交通秩序の維持

【施策の体系】

- 1 交通指導取締りの強化等 ————— 411 道路における効果的な指導取締りの強化

- 2 暴走族対策の強化
 - 421 暴走族追放気運の高揚及び青少年の指導の充実
 - 422 暴走行為をさせないための環境づくり
 - 423 車両の不正改造の防止

解説

交通ルール無視による交通事故を防止するため、交通指導取締り、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反及び、事故が発生しやすい交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

さらに、暴走族対策及び旧車會対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみで暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進します。

1 交通指導取締りの強化等

- 1 交通指導取締り ————— 411 道路における効果的な指導取締りの強化等の強化

411 道路における効果的な指導取締りの強化

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態を分析し、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の悪質・危険性の高い違反、さらには、市民からの取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進します。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、運転者の周辺で飲酒運転や無免許運転を助長し、容認している者に対する取締りを徹底するなど、飲酒運転や無免許運転の根絶に向けた取組を推進します。

また、交通事故時の被害軽減に高い効果があるシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用の指導取締りを強化します。

さらに、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、結果を取締り計画に反映させ、より交通事故抑止に資する指導取締りを推進します。

加えて、スクールゾーン等、生活道路における安全な走行方法の普及、指導取締りを総合的に推進します。

(2) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、傘さし、イヤホン、携帯電話、スマートフォンの使用及び通行者に危険を及ぼす違反等に対して自転車指導警告カードを活用した指導警告を行います。

自転車事故の多くは、自転車側にも交通違反が認められることから、悪質・危険な自転車利用者に対する取締りを強化します。

2 暴走族対策の強化

- | | |
|------------|--|
| 2 暴走族対策の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 421 暴走族追放気運の高揚及び青少年の指導の充実 422 暴走行為をさせないための環境づくり 423 車両の不正改造の防止 |
|------------|--|

421 暴走族追放気運の高揚及び青少年の指導の充実

暴走族追放の気運を高揚させるため、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、凶悪化する暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行います。

また、学校等において、青少年に対し、暴走族に加入しないよう適切な指導等を実施します。この場合、暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を考慮し、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全な育成を図る観点からの施策を推進します。

422 暴走行為をさせないための環境づくり

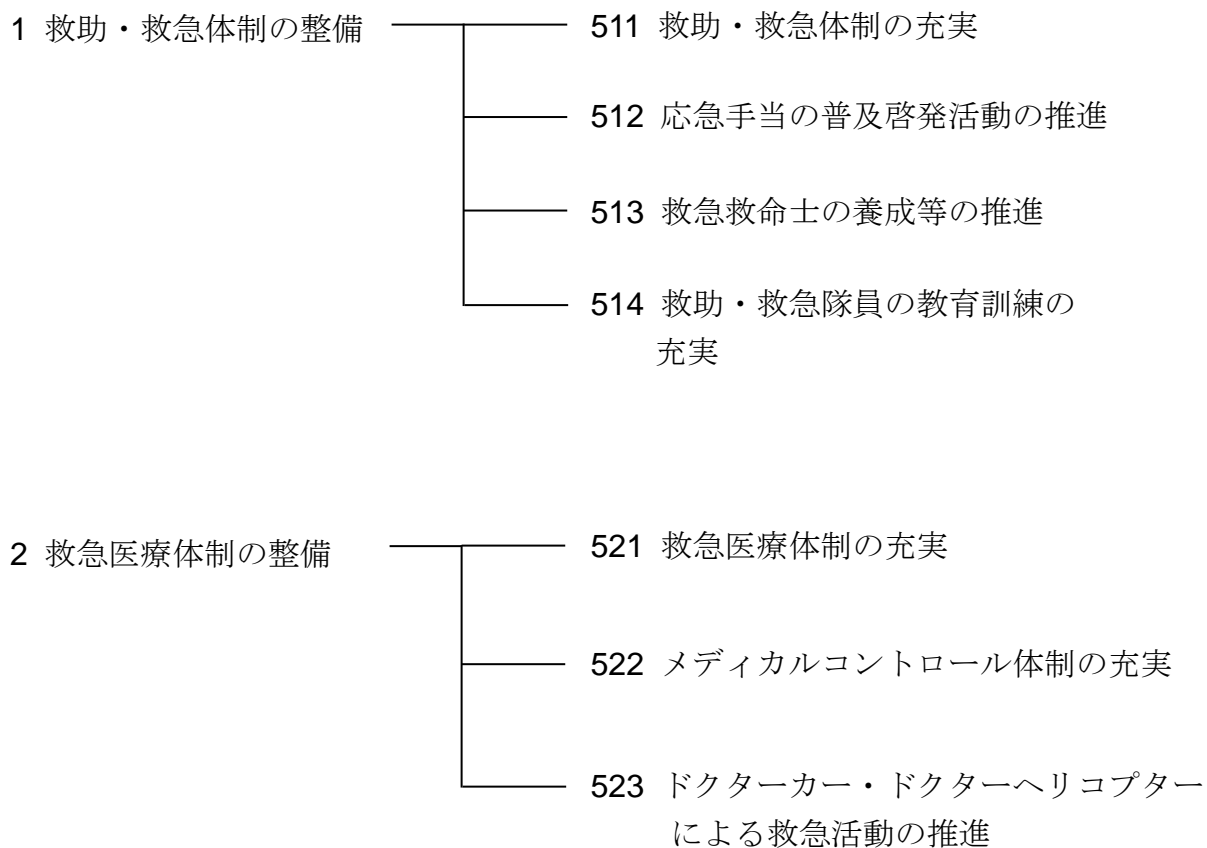
暴走族及びこれに伴う群衆の集合場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等を集合させない環境づくりを促進するとともに、地域における関係機関・団体の連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを促進します。

423 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止し、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されないよう「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行います。

第5章 救助・救急活動の充実

【施策の体系】



解説

交通事故による負傷者の救護には、一刻一秒を争う迅速さが求められます。有事の際に、迅速かつ適切な救護を実現するため、その基盤となる救助・救急体制のさらなる充実を図ります。

特に、負傷者の救命を第一とする観点から、救急現場または搬送途上において、医師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急処置等を実施するための体制整備を図るほか、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及啓発活動を推進します。

1 救助・救急体制の整備

- 1 救助・救急体制の整備
 - 511 救助・救急体制の充実
 - 512 応急手当の普及啓発活動の推進
 - 513 救急救命士の養成等の推進
 - 514 救助・救急隊員の教育訓練の充実

511 救助・救急体制の充実

平成25年4月より、所沢市は、飯能市・狭山市・入間市・日高市とともに組織する埼玉西部消防組合の一員となりました。消防の広域化により、5市を横断する統一的な指揮のもと、出動隊数の円滑な確保に繋がっています。

ひきつづき交通事故の救助・救急活動を迅速・的確に行えるように、消防機関の救助・救急体制の充実を推進します。

512 応急手当の普及啓発活動の推進

交通事故による負傷者を救命するとともに負傷の程度を最小限に抑えるためにはバイスタンダーによる適切な応急手当が必要なことから、自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた救命講習会への多くの市民の参加を促進し、

応急手当の普及啓発に取り組みます。

特に、小学校と中学校の教職員に応急手当普及員の資格を取得して頂き、生徒を対象とした救命講習会の充実を図ります。



513 救急救命士の養成等の推進

救急救命士を計画的に養成するとともに、気管挿管、薬剤投与、ショック状態の傷病者に対する輸液、ブドウ糖の投与が実施できる救急救命士の育成を図ります。消防士の採用にあたっては、救急救命士の有資格者を考慮します。

514 救助・救急隊員の教育訓練の充実

救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を一層充実します。



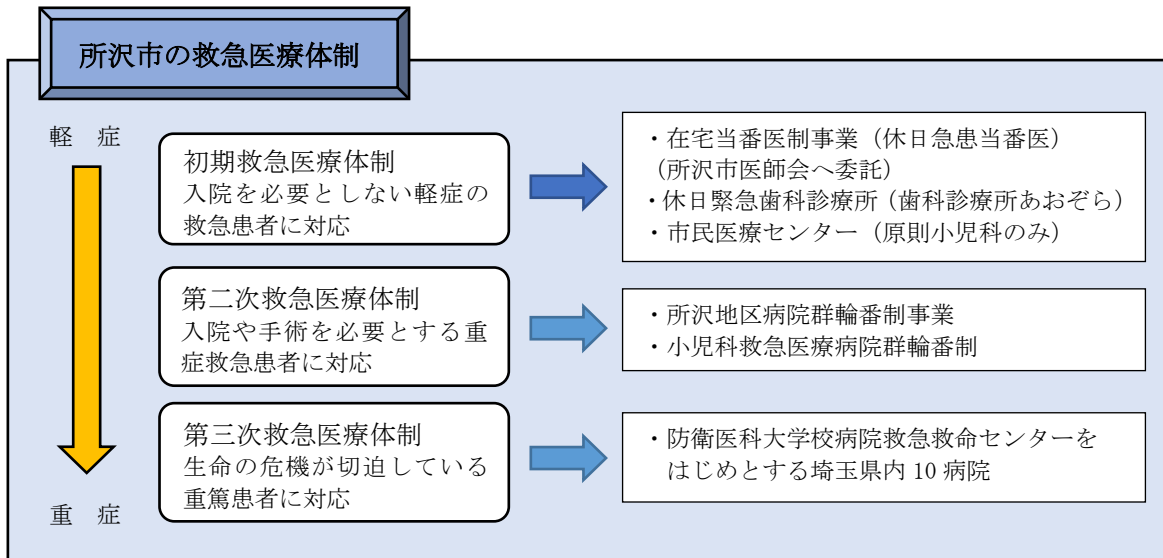
研修会の模様

2 救急医療体制の整備

- 2 救急医療体制の整備
 - 521 救急医療体制の充実
 - 522 メディカルコントロール体制の充実
 - 523 ドクターカー・ドクターヘリコプターによる救急活動の推進

521 救急医療体制の充実

所沢市では、初期から第三次までの3段階の救急医療体制が整備されています。各段階に応じた適切な救急医療を提供するために、関係機関との連携を図っています。



また、負傷者の迅速な救急搬送を実現するため、救急医療情報システム※等により各救急医療機関の診療情報を的確に入手するとともに、関係各所との情報共有を進め、救急医療体制のさらなる充実を図ります。

※救急医療情報システム

埼玉県医療整備課が整備し、消防機関・医療機関が連携して運用しているもので、最新の医療情報（救急受入れやベッドの空き状況等）がインターネット上で確認できるシステムです。

522 メディカルコントロール体制の充実

救急隊員が行う応急処置のレベルを維持・向上させるために、メディカルコントロール※体制の充実を図ります。

365日24時間体制での救急隊員に対する医師の指示・助言体制、救急隊員等の再教育の体制、救急活動の事後検証の体制、これら3つの体制を更に充実させ、救急活動における応急処置等の質の向上を図ります。



メディカルコントロール協議会

※メディカルコントロール

医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置の質（救命効果の向上）を保障することです。

523 ドクターカー・ドクターヘリコプターによる救急活動の推進

ドクターカー※及びドクターヘリコプター※は、負傷者の救急処置及び搬送に有効であることから、救急活動において必要に応じ積極的に活用します。

※ドクターカー

埼玉西部消防局では防衛医科大学校病院に救急車を待機させ（平日9時～17時）、重症傷病者からの救急要請に対し、医師を搭乗させた救急車が出動する体制をとっています。



第5章 救助・救急活動の充実

※ドクターヘリコプター

埼玉県が所有する救急医療専門のヘリコプターです。救急現場からの救急要請により医師が搭乗したヘリコプターが県内全域に出動します。



第6章 交通事故被害者支援の推進

【施策の体系】

- 1 自動車損害賠償保障制度の充実等
- 2 自転車損害賠償保険の普及促進
- 3 自動車事故被害者等に対する援助の充実
 - 631 交通事故相談の充実
 - 632 損害賠償請求の援助活動等の強化
 - 633 交通事故被害者の援助

解説

交通事故により肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、尊い生命を絶たれるなどの不幸に見舞われた交通事故被害者等の支援は極めて重要です。

交通事故相談窓口の開設や手当等の支給のほか、損害賠償責任を問われた場合への備えとして保険等への加入促進を図ることで、交通事故被害者等の総合的な支援を推進します。また、その一環として所沢市では交通災害共済制度を設けています。これは市内在住者であればどなたでも低廉な会費でご加入いただける点から、民間企業等による保険とは異なったサービスとして住民に求められておりますので、さらなる加入の促進を図りながら継続していきます。

1 自動車損害賠償保障制度の充実等

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、かけ忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く市民に周知するとともに、該当における指導取締りの強化等を行い、無保険車両の運行防止の徹底並びに自賠責保険の普及促進を図ります。

2 自転車損害賠償保険の普及促進

自転車利用者は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面があり、高額な賠償を求められる事例もあります。こうした賠償責任を負った際の当事者の救済を図るため、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」より義務化された自転車の損害賠償責任保険等への加入を促進します。

◎TSマーク付帯保険

自転車安全整備店で自転車の点検・整備を受けると、点検済みの自転車にはTSマークが貼られます。このTSマークには、点検日から1年間有効の死亡・重度後遺障害に対する賠償責任・損害保険がついています。



3 自動車事故被害者等に対する援助の充実

- 3 自動車事故被害者等に対する援助の充実
 - 631 交通事故相談の充実
 - 632 損害賠償請求の援助活動等の強化
 - 633 交通事故被害者の援助

631 交通事故相談の充実

交通事故の被害者のみならず、加害者として問題を抱える市民の相談業務にも取り組みます。



(1) 交通事故相談業務の充実

法律的な助言ができる相談窓口を開設し、専門家（弁護士等）による相談も実施します。

所沢市（市民相談課）で開設している相談

相談名	曜日	時間	相談員	備考
一般相談	月～金曜日	9:00～12:00 13:00～16:00	専属相談員	
弁護士相談	月・水・金曜日	10:00～16:00 (予約制)	専任弁護士	一年度内 一人3回まで

(令和2年11月現在)

(2) 専門相談機関の案内

埼玉県 of 交通事故相談所、交通事故紛争処理センター等の他専門機関を案内、紹介します。

(3) 相談業務の周知

積極的に広報紙やホームページ等複数の媒体を活用し、周知を図ります。

632 損害賠償請求の援助活動等の強化

交通事故被害者やその家族に対する支援の一環として、救済制度の案内や交通事故相談活動を積極的に推進します。

633 交通事故被害者の援助

(1) 交通遺児の援護

交通事故により保護者を失った0才から中学校卒業までの遺児に対しては、交通遺児手当を支給するとともに、小・中学校及び高等学校入学時に交通遺児奨学金を支給します。また、本制度を広く市民へ周知するため、広報活動を行います。

(2) 交通災害共済の実施

交通事故による災害を受けた方の支援を目的として、所沢市では交通災害共済制度を設けています。交通災害共済の会員の方が交通事故にあわれた場合、死亡又は障害の程度に応じた見舞金を支給します。低廉な会費で市内在住者であればどなたでもご加入いただけるという他にない特性を活かし、交通事故被害者の一助となるよう、加入者数の拡大を図ります。

◎所沢市交通災害共済

交通災害共済は、市民の皆様にご加入いただき、その会費で交通事故にあわれた会員にお見舞金を支給する助け合いの制度です。

- ◆ 会 員 資 格：所沢市に住民登録をしている方
- ◆ 会 費：大人— 600円、中学生以下— 300円
- ◆ 共済見舞金額：障害の程度（治療期間・治療実日数により等級が決定）に応じて、最大100万円まで支給します。また、後遺症（身体障害者福祉法施行規則に定める1、2等級の障害）が存する場合、別途20万円を支給します。



(注意)加害事故により損害賠償責任が発生した場合の補償はありません。

(令和3年8月末現在)

第7章 鉄道と踏切道の安全確保

【施策の体系】

- 1 鉄道交通環境の整備 ————— 711 鉄道施設の整備

- 2 鉄道の安全な運行の確保 ——— 721 鉄道事業における安全運行の確保

- 3 救助・救急活動の充実 ————— 731 救助・救急活動の充実

- 4 踏切道の立体交差化、構造改良の促進

- 5 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

- 6 踏切道の交通の安全を図るための措置

解説

鉄道は、多くの市民が利用する生活に欠くことのできない交通手段であり、列車の運行が高速・高密度である現在の運行形態においては、ひとたび重大な事故が発生すると、多数の死傷者を生じるおそれがあるほか、運行ダイヤの乱れや運休等により、市民生活に重大な影響をもたらします。また、超高齢社会への対応やユニバーサルデザインへの配慮が社会的要請となっている中、駅施設等において、高齢者や障害者等の安全利用にも十分配慮し、駅ホームからの転落事故に対する適切な安全対策を図ることが求められています。

さらに、高齢者や障害者等にとって大きな負担となる踏切道については、立体交差化及び交通量の緩和対策等を早急に行う必要性があり、鉄道事業者、道路管理者及び関係機関と連携し速やかにその責務を果たすことが肝心です。

このため、各種の安全対策を総合的に推進することにより、乗客の死者数ゼロを目指すとともに、運転事故全体の死者数の減少を目指します。

1 鉄道交通環境の整備

1 鉄道交通環境の整備 ————— 711 鉄道施設の整備

711 鉄道施設の整備

駅施設等では、高齢者や障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、転落防止設備等の整備（ホームドアまたは内方線付き点状ブロック等）によるプラットホームからの転落事故に対する適切な安全対策を促進します。

ホーム側



内方線付き
点状ブロック

線路側

◎内方線付き点状ブロック

点状ブロックに1本の線状突起が追加され、線状突起（内方線）のあるほうがホームの内側で安全な場所であることを示すもので、目の不自由な方が足で踏むこと等で、どちらがホームの内側なのかを判断することができます。

2 鉄道の安全な運行の確保

2 鉄道の安全な運行の確保 ————— 721 鉄道事業における安全運行の確保

721 鉄道事業における安全運行の確保

鉄道事業者に対し、乗務員等への安全教育の徹底や鉄道車両の安全性の確保等、鉄道事業全般における安全性の確保について、積極的に働きかけます。

3 救助・救急活動の充実

3 救助・救急活動の充実 ————— 731 救助・救急活動の充実

731 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等が発生した際に、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を各関係機関へ働きかけます。

また、多数の負傷者が発生する大規模な事故に対処するため、高度な訓練の実施や、資機材の整備を鉄道事業者へ求めていきます。



西武鉄道株式会社にて
実施された防災訓練の様子



東日本旅客鉄道株式会社にて
実施された災害対応訓練の様子

4 踏切道の立体交差化、構造改良の促進

危険な踏切道や渋滞の原因となる踏切道の改良を図るため、「踏切改良促進法」が改正され、より具体的改善を求められていることから、個々の踏切について鉄道事業者や道路管理者等の関係機関と連携して責務を果たすよう努めます。

特に、道路の新設に当たっては、道路交通の円滑化と利便性の向上、安全確保を図るため、都市計画法や踏切改良促進法等の法令に基づき、鉄道との立体交差化を基本とした整備を推進するとともに、道路拡幅改良事業については、踏切事故防止のための踏切の構造改良を推進します。

5 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

自動車交通量の多い踏切道では、必要に応じて障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等により事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を鉄道事業者へ求めていきます。

また、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、迂回路の状況等を勘案し、必要に応じて自動車通行止め、大型車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、道路標識等の高輝度化等による視認性の向上を図ります。

6 踏切道の交通の安全を図るための措置

自動車運転者や歩行者等の踏切通行者に対し、安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の周知徹底を鉄道事業者へ求めるとともに交通安全教育において周知徹底を図ります。

出典・提供



第1部

第1章

p10 所沢市観光情報・物産館「YOT-TOKO」

提供：所沢市産業経済部商業観光課

第2章

p12 交通事故発生件数等の推移

提供：所沢警察署交通課

p13 年齢層別の交通事故死者構成率（%）（平成28年～令和2年の5年間）

提供：所沢警察署交通課

p14 事故状態別の交通事故死者構成率（%）（平成28年～令和2年の5年間）

提供：所沢警察署交通課

p15 道路形状別における交通事故死者構成率（%）（平成28年～令和2年の5年間）

提供：所沢警察署交通課

p15 鉄道・踏切道事故の発生件数

提供：所沢警察署交通課

p16 死者数と人口10万人当たりの死傷者数の推移

提供：所沢警察署交通課

出典：所沢市市民部市民課

第3章

p18 年間の交通事故死者数目標（国・県・市）の人口比較

出典：総務省統計局「人口推計-令和2年10月報-」（令和2年10月20日）

埼玉県「埼玉県推計人口（時系列データ）」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/03suikei/908-20100112-1518.html>

市ホームページ「最新の人口について」（令和2年10月末現在）

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/data/jinkou/index.html>

第 2 部

第 1 章

P30 幹線道路の建設 都市計画道路 北野下富線

提供：所沢市建設部計画道路整備課

p34 ハナミズキ通り

出典：所沢市建設部道路建設課撮影

p36 ところバス

出典：所沢市市民部防犯交通安全課撮影

p36 ところワゴン

出典：所沢市街づくり計画部都市計画課撮影

p39 上新井公園

出典：所沢市市民部防犯交通安全課撮影

第 2 章

p49 一般道路における推移

出典：「警察庁・J A F 合同シートベルト着用状況全国調査結果（182KB）」（警察庁）の一部を抜粋

https://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/seatbelt/npa_jaf_research2.pdf

第 3 章

P51 秋の全国交通安全運動の様子

出典：所沢市市民部交通安全課撮影

p52 市内の高齢者の運転免許保有者数（各年 12 月末日データ）

提供：所沢警察署交通課

p52 市内の高齢者の運転免許返納者数

提供：所沢警察署交通課

p53 身体障害者マーク・聴覚障害者マーク（道路交通法に定められる障害者に関するマーク）

出典：内閣府 HP 「障害者に関するマークの一例」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>

p53 シートベルトの正しい着用法

出典：警察庁 HP 「全ての座席でシートベルトを着用しましょう」

p54 運転経歴証明書

出典：埼玉県警察 HP 「運転経歴証明書の交付申請手続き」

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/f0110/menkyo/untan-keireki.html>

p54 高齢者マーク

出典：警察庁 HP 「安全な運転のために～高齢運転者標識を活用しましょう！」

第 5 章

P61 研修会の模様

提供：埼玉西部消防局

p63 メディカルコントロール協議会

提供：埼玉西部消防局

p63 ドクターカー

提供：埼玉西部消防局 「防衛医科大学校病院に待機中のドクターカー」

p64 ドクターヘリコプター

提供：埼玉西部消防局 「所沢市立南小学校校庭にてーイベント「ドクターヘリがやってきた！」よりー」

第 7 章

P70 内方線付き点状ブロック

出典：政府広報オンライン HP 「目の不自由な方やお年寄りの方に、声がけを。」

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201211/1.html>

P71 西武鉄道株式会社にて実施された防災訓練の様子

提供：西武鉄道株式会社

P71 東日本旅客鉄道株式会社にて実施された災害対応訓練の様子

提供：東日本旅客鉄道株式会社

第 11 次所沢市交通安全計画

令和 4 年 1 月

編集・発行

所沢市交通安全対策会議

〒359-8501

所沢市並木一丁目 1 番地の 1

所沢市市民部防犯交通安全課

電 話 : 04-2998-9140

F A X : 04-2998-9061

E-mail : a9140@city.tokorozawa.lg.jp



所沢市イメージマスコット

トコロん